

# 先進環境対応自動車導入促進費補助金取扱要領

この要領は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

## 1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による他、次のとおりとする。

- (1) 「自家用マイクロバス」とは、車両の長さが7m未満かつ車幅が2.1m以下の自家用登録自動車であって、乗車定員11人以上29人以下の自動車又は乗車定員11人以上の幼児専用自動車（自動車検査証に幼児専用であることが記載されている自動車）をいう。

## 2 一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者

一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

## 3 一般貨物自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者

一般貨物自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

## 4 自動車リース事業者に準ずる者として知事が認定した者

自動車リース事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客自動車運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客自動車運送事業者に自らが所有するバスを貸与する学校又は企業等
- (2) 乗合バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバスを貸与する者

## 5 要綱第4第1項第3号に規定する知事が別に定める者

要綱第4第3項の別に知事が定める者（以下「知事が別に定める者」という。）に該当するのは、次の者とする。

- (1) 自動車リース事業者
- (2) 国又は地方公共団体の出資比率が、単独で50%を超えない旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者又は大企業等の事業者

## 6 交付申請書の提出期限

要綱第5第2項に規定する期日は、補助対象事業の完了予定日の属する年度の3月15日までとする。ただし、要綱第5第1項ただし書きの規定により申請を行う場合は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の最後の開庁日

とのいずれか早い日までとする。

## 7 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、5の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

## 8 先進環境対応自動車の導入及び使用の条件

先進環境対応自動車の導入及び使用にあたっては次の条件を満たすこと。

- (1) 導入する先進環境対応自動車は、県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (2) 導入する先進環境対応自動車は、事業に使用するものであること。ただし、自動車販売会社が導入する場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。また、補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては先進環境対応自動車の貸渡先）の自社製品でないこと。
- (3) 先進環境対応自動車の導入は、原則として要綱第6の交付決定の通知後（申請書受理通知書の発行を受けた場合は、申請書受理通知書の受領後）に着手し、当該年度内に完了することとし、要綱第5第1項ただし書きの規定により申請する場合は、支払いを完了（所有権留保の場合にあつてはローン契約の締結、リースの場合にあつてはリース契約の締結）し、車両の登録を申請と同一年度内に行うこと。
- (4) 導入する先進環境対応自動車の自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者は自動車リース事業者であり、使用者は当該車両のリースを受ける事業者であること。また、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車販売会社又はローン会社等であり、使用者は所有権留保付ローン購入をする事業者であること。
- (5) 補助金の補助対象事業者は、当該自動車に係る自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、補助金の補助対象事業者は当該自動車に係る自動車検査証上の使用者であること。
- (6) 自動車リース事業者は次の基準を満たすこと。
  - ア 営業用登録自動車（燃料電池自動車バスを除く。）は、旅客・貨物運送事業者に貸し渡す目的で導入すること。ただし、天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックを貸し渡す事業者にあつては一般社団法人愛知県トラック協会の会員ではないこと。
  - イ 自家用登録自動車（燃料電池自動車バスを除く。）は、中小企業等の事業者に貸し渡す目的で導入すること。
  - ウ 燃料電池自動車バスは、知事が別に定める者に貸し渡す目的で導入すること。
  - エ 先進環境対応自動車の貸与料金は、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。

## 9 先進環境対応自動車の導入事業における補助対象経費

- (1) 導入する先進環境対応自動車が、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス及び燃料電池自動車バスである場合は、当該先進環境対応自動車の価格と同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該先進環境対応自動車と同じである自動車）の価格との差額とする。
- (2) 補助対象経費を要綱別表1及び上記(1)により算定することが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- (3) 既存の自動車を下取りに出す場合には、(1)の額から下取りにより得る額を減じた額とす

る。

## 10 車両本体価格及び通常車両価格の範囲

当該自動車の標準仕様の他、事業に必要な架装に要する経費を含むこととし、その他の機器、付属品、特別仕様に要する経費、購入に係る諸経費は含まないものとする。

## 11 バスの導入に係る車両本体価格及び通常車両価格

車両本体価格及び通常車両価格は次のとおりとする。

- (1) 電気自動車バス及びプラグインハイブリッド自動車バスについては、車両本体価格の上限を 80,000 千円として補助金の額を決定するものとする。
- (2) 燃料電池自動車バスについては、車両本体価格の上限を 115,500 千円として補助金の額を決定するものとする。
- (3) 通常車両価格は車両の長さごとに、次のとおり定める。ただし、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
  - ア 7m以上 9m未満 : 19,040 千円を通常車両価格とする。
  - イ 9m以上 : 23,720 千円を通常車両価格とする。

## 12 補助対象事業の軽微な変更

要綱第 8 第 1 項に規定する軽微な変更については、先進環境対応自動車の導入台数に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

## 13 補助金の上限額及び申請限度

- (1) 各補助対象車種における補助金の上限額は別表に掲げるとおりとする。
- (2) 補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては先進環境対応自動車の貸渡先）1 者あたりの申請限度額は同一年度あたり 5,000 千円とする。ただし、ハイブリッド乗用車（UD タクシーに限る。）、電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス及び燃料電池自動車バスを導入する場合、その補助額は申請限度額に含めないものとする。
- (3) 電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス又は燃料電池自動車バスの導入にあつては、補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては先進環境対応自動車の貸渡先）1 者あたりの申請限度台数は同一年度あたり 1 台とする。

## 14 県の活動への協力

補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成 14 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 19 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 19 年 12 月 31 日（CNG 車普及促進モデル事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付国自総第 567 号、国自貨第 160 号）に規定する CNG 車普及促進計画に基づく交付申請にあつては、平成 20 年 1 月 31 日）までとする。ただし、交付申請書の提出状況において予算枠に達した場合には、交付申請書の受付を終了するものとする。

- 3 平成 26 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 27 年 2 月 13 日までとする。
- 4 平成 30 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 15 日までとする。ただし、平成 31 年 1 月 11 日以降にされた交付申請にあっては、提出状況において予算枠に達した場合には、交付申請書の受付を終了するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 15 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 22 日から適用する。

ただし、平成 16 年 11 月 22 日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 16 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 17 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 18 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 29 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 19 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 20 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 21 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、平成 22 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、平成 23 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 10 日から適用する。

ただし、平成 24 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 27 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 7 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 17 日から適用する。

ただし、平成 26 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 21 日から適用する。

ただし、平成 27 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 15 日から適用する。

ただし、平成 28 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から適用する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 28 日から適用する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 30 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 31（令和元）年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、令和 2 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、令和 3 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、令和 4 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

別表

補助対象車種	上限額（1単位当たり）
天然ガストラック	最大積載量（減トン前）4トン未満 : 243千円 最大積載量（減トン前）4トン以上 : 916千円
優良ハイブリッドトラック	最大積載量（減トン前）4トン未満 : 256千円 最大積載量（減トン前）4トン以上 : 893千円
天然ガスバス 優良ハイブリッドバス	次の①から③（自家用マイクロバスにあつては①と②）を比較して、いずれか低い額 ①5,000千円 ②車両本体価格の1/4（ただし、値引きされている場合は、値引き後の価格の1/4） ③車両本体価格と次の基準額の差額の1/3 ・車両の長さ7m以上9m未満 : 19,040千円 ・車両の長さ9m以上 : 23,720千円
ハイブリッド乗用車 （UDタクシーに限る。）	100千円
電気自動車トラック 電気自動車乗用車	400千円
プラグインハイブリッド自動車トラック プラグインハイブリッド自動車乗用車	200千円
電気自動車バス プラグインハイブリッド自動車バス	18,760千円
燃料電池自動車バス	30,593千円 大企業等の事業者 22,945千円
燃料電池自動車乗用車	600千円

- (注) 1 上記いずれの場合においても、これらを上限額とすることが適当でない車両については個別に判断するものとする。
- 2 上限額における重量は、先進環境対応自動車のベースとなる車両の最大積載量（減トン前）を示す。
- 3 上限額は、補助対象事業者が車両の対価として支払う額を超えないものとする。なお、下取車充当額は、車両の対価として支払う額に含めない。
- 4 知事が別に定める者の上限額は、補助対象事業者が旅客・貨物運送事業者又は中小企業等の事業者の場合は30,593千円、大企業等の事業者の場合は22,945千円を適用するものとする。